

令和7年度 SDS 電子化補助金の対象等について

1 対象

原則、機能実装に係る必須の費用、SDS 標準化機能がオプション（OP）扱いであればその費用、また、システムを維持するための保守費用・使用料が発生する場合は、その費用も対象となるが、導入のためのパソコン等のハードは対象外。

対象	費用	備考
機能実装（新規導入・機能追加）費用	A	SDS 標準化の機能実装（新規導入・機能追加）のための費用
OP（SDS 標準化）	B	SDS 標準化の機能が OP 扱いの場合の費用
OP（その他）	C	SDS 標準化の機能維持に必要がない OP 扱いの機能の費用
保守費用・使用料	D	SDS 標準化の機能維持のための費用

補助金の対象は A+B+D

B、D について、当システムを維持するため月額・年額等で費用が発生する場合は、事業実施期間中に一括で前払いすることにより、本年度を含めて3年分（36 か月分）が補助金の対象とすることが可能。以上は原則であり、最終的には審査委員会で個別に判断する。

2 補助金の申請等手続きの流れと機能実装のタイミングについて

